平成27年(レ)第615号 慰謝料請求控訴事件 控訴人 白子民彦 被控訴人 巫召鴻 吉田卓朗

2015年10月14日

東京地方裁判所 民事第24部 合議ろA係 御中

弁論再開申立書

頭書事件につき,控訴人は下記理由により,民事訴訟法第153条に基づき,口頭弁論が再開されるよう申し立てる。

第1 申立ての趣旨

去る9月30日、原審では出廷しなかった被控訴人巫が出廷した、法廷で被控訴人 吉田は答弁書・準備書面の提出をした、これは控訴人が読めないから、次回の陳述 となる。

合議裁判長は吉田に対して、控訴人の主張立証への対抗関係として、控訴人からの誹謗中傷記事を証拠提出せよと述べた。

これに吉田は、これらの名誉毀損記事は膨大であり、とても謄写して提出できる量ではないと抗弁、これに控訴人は「今更に信用毀損・毀損行為など拘らない、この争点は取り下げて、週刊相場情報掲示板(小川掲示板)の登録・管理者の認否のみ確認してこれを弁論調書に記録することで、この一回期で結審するように申出た。

弁論終結を申立てた理由は、殴った殴らない等と子供の喧嘩如き言い掛かりは、争 点外しを狙ったもので、この攻防を避けるべく、小川掲示板の登録・管理者の認否を 成果として結審の申立をして、これに両控訴人も同意した。

小川掲示板には何らの関係も無いとする吉田と巫、この証言を以って、二週間後の 小川・吉田訴訟二回期で、裁判官の力を借りて、小川と吉田対して尋問を考えている旨を述べた。

但し、二週間後の小川・吉田控訴審に於いて、本訴訟の判決書作成に係る事実等 に問題があれば、弁論再開申立をする旨を述べて、これに裁判官も了承した。

第2 申立ての理由

昨日10月13日、並行審理をする、平成27年(レ)第614号事件(以下、小川吉田 訴訟という)の二回期が開かれた。

一回期では、小川は認否しない答弁書を提出して出席せず、吉田は書面提出も無く 欠席している、二回期に出廷した吉田は答弁書を提出をせずに、口頭で「控訴人の 控訴棄却を申立てる」と述べた。

この認否拒否は、沈黙とは違うが、個々の争点に対して、反論を回避したものであり 争う権利を放棄したもの見做すべきである、従って事件解決には、本訴訟で<mark>弁論再</mark> 開が必要不可欠であると、強く思料する。 合議裁判長は、一回期は無かったものとしてポイントせず、今回を一回期として控訴状、準備書面3までの陳述とする、被控訴人小川の答弁書も今回に陳述とする、また控訴人の10月2日付けの準備書面4、及び本日に提出した準備書面5は、次回の二回期の陳述とすると述べた。

そして、次回の二回期(11月25日)で結審とするが、双方共に以後の主張書面の提出は認めない、また法廷で悪罵する吉田に対して、次回の出廷の必要はないから、随意にと裁判長は言った。

1 再開の必要性・合理性

その1

本訴訟の争点は、小川掲示板の登録・管理者は両被告ではないか、この主張立証は、確たる証拠と、合理的な疑いに基づいての提訴である。

小川掲示板のプロバイダに対して、昨年に続き登録・管理者の氏名の開示を求めた。 しかしプロバイダ業者は、個人情報保護法第23条に基づき「本人の同意を得ないで 個人データを第三者に提供してはならない」

自作の掲示板を持ち、個人情報管理資格を有する巫は、開示請求には「本人の同意」が前提であることを知っている、だからプロバイダが開示請求に応じないことを推知している、故に答弁書では、小川掲示板とは無関係と否認する。

小川掲示板の名義人である小川は、昨年4月より、掲示板の閉鎖を模索して、警視 庁サイバー犯罪課、千葉県警、また検察庁に相談を重ねてきた、しかし現在尚、閉 鎖に至らず、試行錯誤をしていると言明している。

登録・管理者を明かさない小川に対して、裁判官の手を借りて小川への尋問を考えている、然るに、小川は「出廷すれば殺される」と次回期も欠席する、この閉塞状況に在って、巫・吉田には、宣誓させての法廷尋問するしか手立てがない。

その2

巫・吉田共に、本件は前訴事件の蒸し返しの覆審であり、主張自体が失当と反論するが、訴訟提起の要件である「争いの利益」が有るから、訴状審査をパスして、両被控訴人に拠る、新たなる加害行為を争点とした提起をした。

訴訟目的である事案の真相解明、そして終局的な解決を図る為に、両被控訴人に 対して、懲罰的制裁金を要求しているのである、この請求に吉田は訴訟詐欺・強請り 等と口汚く罵り続けている。

一昨年に、吉田を提訴した立川支部判決で勝訴した吉田は、ヘイトスピーチが容認されたとして、前訴に増して悪罵罵倒の人格攻撃を続けている、僅かでも賠償請求の認容判決であれば、これ程までの毀損行為はされなかった。

これで前訴に続く棄却判決であれば、控訴人は新規性のある主張立証で、再三の訴訟提起をせざるを得ない、こうした千日手裁判を避ける為にも、弁論を再開して吉田に対抗証拠の提出を命じて戴きたい。

その3

控訴人は、10月2日付けの準備書面4を、裁判所と小川・吉田分の三通を、同日に

担当書記官宛に郵送した、これを書記官5日に特別送達郵便で吉田に送った、しかし吉田はこの受取拒否をした。

書記官曰く、このまま吉田が受取拒否をするならば、明日の二回期では、この準備書面4は陳述とならず没却となる・・ 吉田が出廷したので、この準備書面は、次回期の陳述となった。

こうした詐欺的手続きの作為は、吉田の朋友である、別訴の北詰淳司からの教唆と思える、この裁判実務を錯乱させる手口が、小川吉田訴訟の争点である、小川書面の「氏名冒用訴訟」、すなわち有形偽造である。

本訴訟での争点ではないが、吉田の書面は巫が作成している疑いが浮上、これから 小川書面も巫の作成も考えられる、この考察・証明として、控訴人準備書面4を提出 する。

訴訟事件屋の特質として、法的思考を欠き法理にも疎いが、訴訟手続きに関しては煩い、この名立たるクレーマーに北詰淳司がいる。

この北詰を相手に訴訟提起したのが、2012年3月、訴状の二度の受取拒否から始まる、移送申立、抗告、裁判官・書記官忌避申立の連続であり、初口頭弁論は提訴から280日後に開かれた、原審立川支部での実質的審理4回がされたのみで、控訴審は北詰の擬制自白となったが、判決は原審の5倍となる原告敗訴が今夏に確定した。

北詰の訴訟行為とは、インターネットを使った裁判外での人格攻撃、立証妨害の連続であり、北詰の虚偽告訴から送検事件までに至っている。

北詰相手では裁判にならず、僅か4回の審理に3年数ヶ月を費やして、今尚に北詰に拠る誹謗中傷は間断なく続いている、しかし二度とサイコパス北詰には関りたくないが、訴訟提起目的である、北詰の逆転無罪判決の判決裁判官は、原田國男と判明して、我が冤罪事件(実刑判決裁判官原田)の解明に寄与したのは確かである。

他にも、北詰の朋友である坪井訴訟でも、原告敗訴の支払義務判決がされている。 こうした我が裁判例から、被告が擬制自白しても二審裁判所は、提訴人に対して支 払い命令を下す事実に、相手方の認諾・擬制自白には、裁判官の裁量権逸脱・自 由心証主義には強い不信感がある。

並行審理される両控訴審では、印紙代を超える郵券が費消される、この散財に見合う弁論を願って已まない、弁論の再開を上申する。

以上

資料提出

- 1、小川吉田訴訟の控訴人準備書面4
- 2、 同じく、控訴人準備書面5
- 3、答弁書も出せない吉田は、巫の掲示板上で争点に反論している事実。
- 4、北詰淳司の擬制自白の概要
- 5、控訴人の実名を挙げて刑事補償金狙いと流布している事実。